

ますます、いよし。



伊予市  
えひめ  
四国

# 伊予市企業立地 のご案内



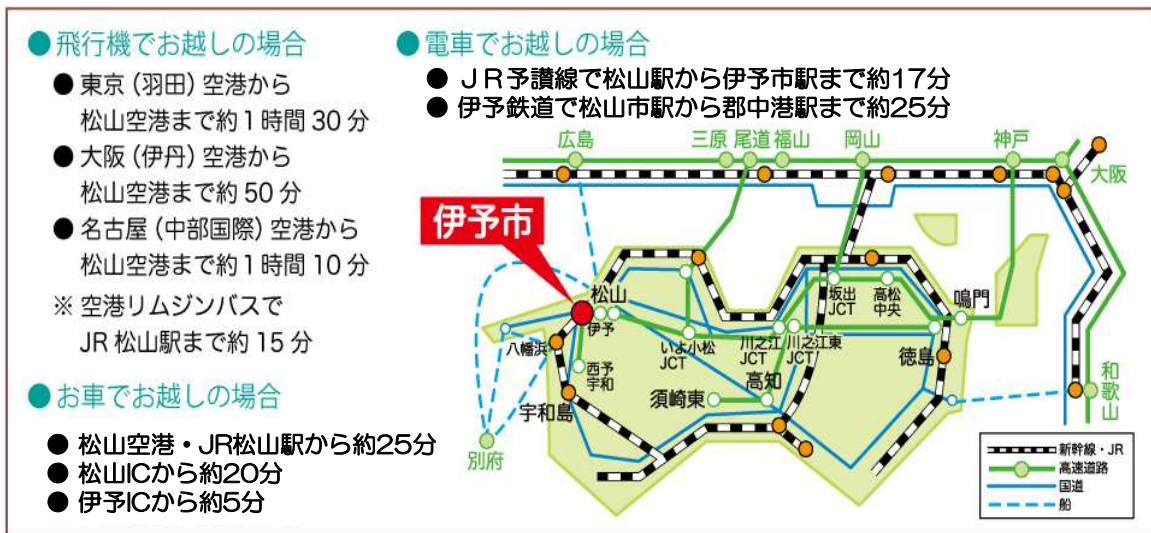
## 伊予市の概要

- ◆ 松山市から約10km、車で25分とアクセスがよく、通勤圏内です。
- ◆ 気候は温暖で、自然災害も少なく、非常に住みやすいまちです。
- ◆ 人口は3万5千人程度、面積は194.45平方キロメートルです。
- ◆ 豊富な農産物、新鮮な魚介類等、美味しい食に恵まれています。
- ◆ JR予讃線、伊予鉄道郡中線が通っており、また、伊予インターや中山スマートインターがあるため、交通の便が良いです。



## 伊予市へのアクセス

### ■ アクセスマップ



### ◆ 問い合わせ先

伊予市役所産業建設部商工観光課  
〒799-3193  
愛媛県伊予市米湊820番地  
(TEL 089-982-1111)

伊予市PRキャラクター  
あじの五勇士





## 伊予市の企業立地支援策について

伊予市企業誘致促進条例により、以下の3つの奨励措置を設けています。  
対象となる業種は、製造業、通信業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業です。

①～③の奨励金は、条例第4条の指定事業者の要件に全てあてはまる事業者が対象となります。

**伊予市で工場立地を計画される場合はご相談ください。**

### 【参考】伊予市企業誘致促進条例第4条より、指定事業者の要件

- (1) 企業の立地をし、5年以内に操業を開始する者であること。(グループ企業可)
- (2) 当該事業者における新規雇用従業員(伊予市内の新規雇用)の数が新設の場合は、5人以上、増設又は移設の場合は、3人以上であること。
- (3) 固定資産評価額が5千万円以上であること。
- (4) 環境の保全について適切な措置が講じられていること。
- (5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令に適合するものであること。

① 企業立地促進奨励金	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 指定事業者が、事業所を立地した場合に交付する奨励金</li> <li>◆ 固定資産税の収納額に相当する額を、翌年度に交付</li> <li>◆ 奨励期間は操業開始の翌年度から5年以内、限度額は3億円</li> </ul>				
		区分	年度	新設(移設)	増設
		伊予市又は愛媛県から用地を直接取得し、立地した場合	初年度から第5年度まで	100分の100	100分の50
		その他の場合	初年度	100分の100	100分の50
			第2年度	100分の90	100分の40
			第3年度	100分の80	100分の30
② 雇用促進奨励金	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 指定事業者が、新規雇用従業員(伊予市内の新規雇用)を引き続き1年以上雇用した場合に交付する奨励金</li> <li>◆ 新規雇用従業員1人につき50万円以下、1事業所5千万円以内</li> </ul>				
③ 用地取得奨励金	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 指定事業者が、伊予市又は愛媛県の所有する市内の用地を取得し、立地した場合に交付する奨励金</li> <li>◆ 用地取得額の100分の10以内、限度額は1億円</li> </ul>				

※①～③合計で年間5千万円を超えるときは、越える部分については次年度以降に分割して交付します。